

2019年度

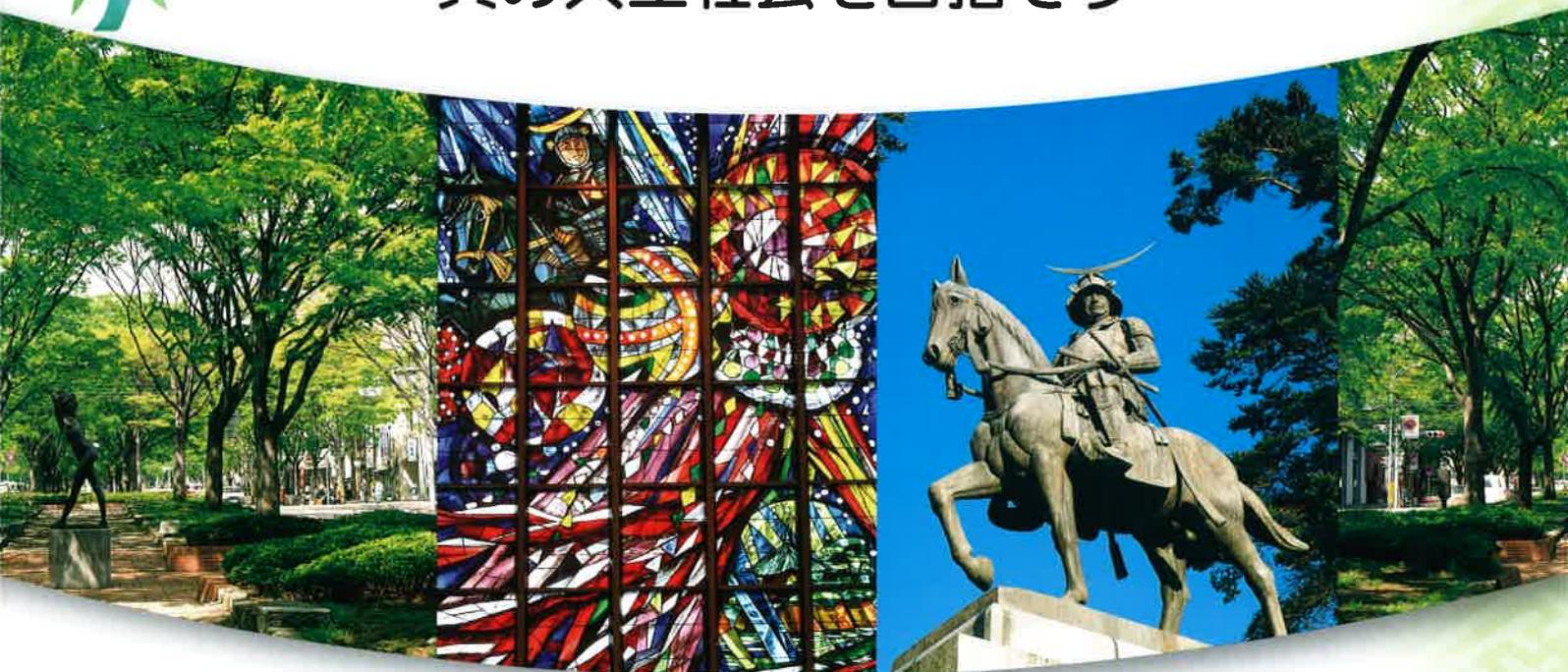
第15回

全国知的障害者施設家族会連合会

全国大会inみやぎ

福祉の後退を許さない!

～真の共生社会を目指そう～



■日 時 2019年10月7日(月)～8日(火)
■会 場 宮城県仙台市 ホテルメルパルク仙台

主催：一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
宮城県知的障害施設親の会連合会

後援：厚生労働省 宮城県 仙台市 公益社団法人日本知的障害者福祉協会
特定非営利活動法人日本障害者協議会 全国手をつなぐ育成会連合会 きょうされん
宮城県知的障害者福祉協会 宮城県知的障害児者生活サポート協会
一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会 仙台市知的障害者芸術文化協会 特定非営利活動法人童里夢
河北新報社 KHB東日本放送 ミヤギテレビ TBC東北放送

主催者挨拶



一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 由岐 透

全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）第15回全国大会を開催するにあたり、ご挨拶申し上げます。

2005年9月に14都道府県の施設家族会連合会が集まり結成した当会は、21道府県の施設家族連合会と共に、15年目を迎えます。全施連の理念には、本会としてすべきこと（会の憲章）と原則（会員のルール）があります。すべきこととして、Ⅰ本会は、我が子らの幸せを追求すること。反面、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、全力を挙げて立ち向かうこと。Ⅱ本会は、知的障害者（児）の全ての親や家族が手を取り合うことの重要性を認識すること。Ⅲ本会は、もの言えぬ我が子らに代わって正しい意見を言うこと。この理念の下に、障害をもって生まれても、障害をもたない人と同等の暮らしが憲法25条により保障されなければならないという基本理念の下に、障害者政策、制度に対する提言等の活動を積極的に展開して参りました。

今大会が宮城県仙台市で開催されますことに厚生労働省はじめ、宮城県、仙台市、障害者関係者団体、皆様のご努力に敬意を表しますと共に、障害福祉について考えるうえで大変意義のあるものであります。8年前の2011年3月11日午後2時46分ごろ東北沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北や関東沿岸に高さ10mを超える津波が押し寄せました。

死者15,858名、行方不明者3,057名、負傷者6,077名という甚大な人的被害があった東日本大震災ですが、障害者の死亡率は住民全体の2.5倍に上りました。死亡率が15%以上の自治体もあり、沿岸部に住む多くの障害者が津波から逃げ遅れた可能性があります。また、障害を持つ者がいる家族は、そうでない家族の何十倍も大変です。大勢の人がいる避難所では暮らせません。

「福祉の後退を許さない!～真の共生社会を目指そう～」をテーマに開催する本大会が知的障害をもつ人に少しでも暮らしやすく、過不足なく安定した生活が保障される社会の実現を願って全国の家族が一堂に集まります。過去10年余の活動から生まれた、真の共生社会を目指す「地域共生ホーム」を道標に、新たな決意で迎える全国大会開催となります。

新しい入所施設の実現は、施設経営者・施設職員の皆様のご深いご理解やご協力はもとより、多くの社会全体の皆様のご理解が必須条件でもあります。

「親亡き後」を心配しなくてもよい。この子らが成人すれば親・家族の役割は終え、社会がその役割を担ってくれるそんな社会の実現に向けて、今後とも活動する決意を表明し、挨拶と致します。

祝 辞



宮城県知事 村井 嘉浩氏

第15回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in みやぎが、皆様の御尽力により、ここ宮城県において盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。

本日は、全国から宮城県へようこそおいでくださいました。心より歓迎いたします。また、皆様におかれましては、日頃より知的障害者施設を利用する方々の福祉向上に取り組まれていますことに、深く敬意を表します。

さて、宮城県では、昨年3月に「みやぎ障害者プラン」を新たに策定いたしました。「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を基本理念とし、「障害を理由とする差別の解消」、「雇用・就労等の促進による経済的自立」、「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」の3つを重点施策として掲げ、その実現に向けた取組を進めております。

とりわけ、障害を理由とする差別の解消に向けては、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」の制定に向けた検討を行っているところであり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組んでいるところです。

そのような中、今大会で「福祉の後退を許さない！～真の共生社会を目指そう～」をテーマに、活発な意見交換がなされますことは、大変有意義なものであり、御参会の皆様にとりまして実り多い大会となりますことを心から御期待しております。

県といたしましても、必要な時に適切な支援やサービスが利用できる環境づくりを進め、安心して生活できる社会を目指すとともに、自らの個性や能力を活かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会づくりを進めてまいります。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本大会の成功と一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会並びに宮城県知的障害施設親の会連合会の益々の御発展と、御参会の皆様のお健勝を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

祝 辞



仙台市長 郡 和子氏

第15回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in みやぎが、杜の都「仙台」にて開催されますことをお喜び申し上げますとともに、全国各地から多数の方々にお越しいただきましたことに開催地を代表いたしまして御礼申し上げます。

また、ご参会の皆さまにおかれましては、長年にわたり障害者支援施設と連携しながら施設にて生活されるご家族の福祉の向上にご尽力いただいておりますことに、改めて敬意を表するものでございます。

さて、仙台市におきましては、平成30年3月に平成30年度から令和5年度までを計画期間とする仙台市障害者保健福祉計画を策定し、本市が目指します『共生の都・共生する社会』という理念のもと、『一人ひとりが違いを認め合い、尊重しあい、支え合う、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる』ことを基本目標として、様々な施策を展開しております。仙台で開催される今大会のテーマに「共生社会」の文字が掲げられていることも、何か不思議な縁を感じるところでございます。

「平成」の時代、障害者施策は「措置から契約」に移行したことを始め大きく変革いたしました。「和たらしむ」とも読める「令和」の時代においては、これまで以上に障害のある方に留まらず、生きづらさを感じるあらゆる方々が、自分の意志で生き方を選び、社会の一員として自立した生活を営む権利が保障される時代となることが大変重要なことであると考えております。

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、本市では「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちをつくる条例」を制定し、障害理解の取組の拡大や、暮らしやすい生活を支える制度の充実に取り組んでおりますが、障害のある方やご家族が感じている社会障壁をなくしていくためには、これまで以上に様々なご意見を伺いながら、本市の障害保健福祉施策の方向性を検討していかなければならないと考えております。今大会におきましても、多様なご意見をお聞かせいただけるものと期待しております。

最後になりますが、今大会の開催にご尽力いただきました一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会並びに宮城県知的障害施設親の会連合会のご発展と、ご参会の皆様並びに障害者支援施設をご利用なさっているご家族様のご健勝を心からご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

2019年度
第15回 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会 in みやぎ開催要綱

1. 大会テーマ

福祉の後退を許さない！～真の共生社会を目指そう～

2. 開催趣旨

知的障害のあるわが子らの養育や支援を様々な家庭事情から、入所支援施設を利用させている家族として、利用者の現状を直視すれば、高度な目標をうたった法や条令はあれども、複雑な社会情勢によって実現に至らず、差別ともいえる暮らしの実態が残されております。このような現状を打破し、自分の意見を述べることも不得手で一人では暮らせない知的障害者にも、国連障害者権利条約に沿う日々の暮らしの実現を願って全国の家族会が一堂に集まります。過去10年余の活動から生まれた、真の共生社会をめざす新しい施設実現の『地域共生ホーム—知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし—』を道しるべに、新たな決意で迎える全国大会開催となります。

新しい入所施設の実現は、施設経営者・施設職員の皆様の深いご理解やご協力はもとより、多くの社会全体の皆様のご理解が必須条件でもあります。

以上の趣旨で第15回全国知的障害者施設家族会連合会 in みやぎを開催致します。

3. 主催

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

宮城県知的障害施設親の会連合会

4. 後援

厚生労働省、宮城県、仙台市、公益社団法人日本知的障害者福祉協会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、全国手をつなぐ育成会連合会、きょうされん、宮城県知的障害者福祉協会、宮城県知的障害児者生活サポート協会、一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会、仙台市知的障害者芸術文化協会、特定非営利活動法人童里夢、河北新報社、KHB東日本放送、ミヤギテレビ、TBC東北放送

5. 日程

2019年 10月7日(月) 13:00～17:00

10月8日(火) 9:00～12:30

6. 会場

研修会・情報交換会：ホテルメルパルク仙台

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡5-6-51 TEL022-792-8122

7. 大会参加費

参加費 6,000円

情報交換会 7,000円

8. 参加対象

- 1) 知的障害者施設家族会関係者
- 2) 福祉サービス事業関係者、教育関係者、行政関係者、障害児(者)家族
- 3) その他福祉に関心のある方

9. 大会プログラム概要

《第1日目 10月7日 (月)》

◆研修会：メルパルク仙台 2階シェーナ

12:00 13:00 13:30 13:50 15:00 15:20 17:00 18:00 20:00

受付	開会式	東日本 大震災 復興報告	行政説明	休憩	講演	休憩	情報交換会
----	-----	--------------------	------	----	----	----	-------

◆情報交換会 18:00～メルパルク仙台 2階シェーナ

《第2日目 10月8日 (火)》

◆研修会：メルパルク仙台 2階シェーナ

9:00 11:45 12:00 12:30

全員参加型討論会	大会 決議案 採択	閉会式
----------	-----------------	-----

10. 開会行事

開会宣言	宮城県知的障害施設親の会連合会 会長	大野 眞知子
開会挨拶	一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会 理事長	由岐 透
来賓祝辞	宮城県知事	村井 嘉浩 氏
	仙台市長	郡 和子 氏
	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会長	井上 博 氏

11. 行政説明 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 小林 靖 氏

12. 講演 「地域共生ホームについて」

埼玉大学教育学部特別支援教育講座	准教授	宗澤 忠雄 氏
北九州市立大学文学部人間関係学科	教授	小賀 久 氏
全国知的障害者施設家族会連合会	副理事長	南 守

13. 全員参加型討論会 「知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし」

司会：全国知的障害者施設家族会連合会	副理事長	南 守
ファシリテーター：埼玉大学教育学部特別支援教育講座	准教授	宗澤 忠雄氏
	北九州市立大学文学部人間関係学科	教授
	小賀 久氏	
家族：全国知的障害者施設家族会連合会	理事長	由岐 透
	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会	会長
		奥澤 時宗

14. 大会決議（案）の採択

15. 閉会行事

16. 大会事務局（問合せ先）

□一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会（担当：上田）

住所：〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター 2F

TEL 078 (371) 3930 FAX 078 (371) 3931 Email: h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

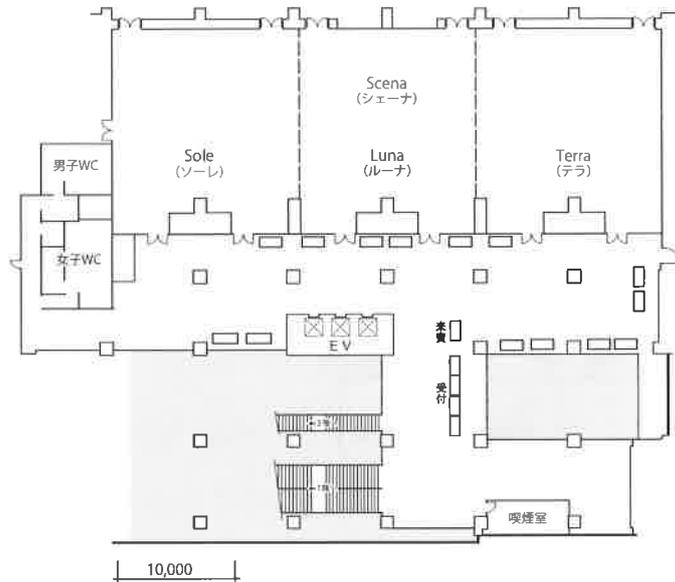
□宮城県知的障害施設親の会連合会（担当：井林・堀籠^{いぼやし}）

住所：〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6 - 2

TEL 022 (293) 4005 FAX 022 (293) 4010 Email: miyagi-fukushi@wind.ocn.ne.jp

～ 会場案内図 ～

●ホテルメルパルク仙台 2階平面図



●1日目・2日目・懇親会
会場：シエーナ

●受付・授産品販売
会場：シエーナ前通路

●仙台駅⇄メルパルク仙台アクセスマップ



☆JR仙台駅東口→(徒歩10分)→ホテルメルパルク仙台

☆JR仙石線榴ヶ岡駅→(徒歩3分)→ホテルメルパルク仙台

●大会プログラム●

1日目 10月7日(月)

・開会式 13:00 ~ 13:30

・東日本大震災復興報告

13:30 ~ 13:50

・行政説明 13:50 ~ 15:00



休憩



・講演 15:20 ~ 17:00



休憩



情報交換会 18:00 ~ 20:00

2日目 10月8日(火)

・全員参加型討論会 9:00 ~ 11:45

・大会決議(案)の採択 11:45 ~ 12:00

・閉会式 12:00 ~ 12:30

● 1日目 10月7日 (月) ●

- ・開会式 13:00 ~ 13:30
開会宣言 宮城県知的障害施設親の会連合会
会長 大野 眞知子
- 開会挨拶 全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 由岐 透
- 来賓挨拶 宮城県知事 村井 嘉浩 氏
仙台市長 郡 和子 氏
日本知的障害者福祉協会
会長 井上 博 氏

- ・東日本大震災復興報告 13:30 ~ 13:50
宮城県知的障害施設親の会連合会
会長 大野 眞知子
語り部
大川伝承の会
高橋 正子 氏
- ・行政説明 13:50 ~ 15:00
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 課長補佐 小林 靖 氏
- ・講演 15:20 ~ 17:00
演題 「地域共生ホーム」について
埼玉大学教育学部特別支援教育講座
准教授 宗澤 忠雄 氏
北九州市立大学文学部人間関係学科
教授 小賀 久 氏
全国知的障害者施設家族会連合会
副理事長 南 守

- ・その他 17:00 ~ 17:10
《(株) ジェイアイシーより 生活サポート総合補償制度説明》

*情報交換会 18:00 ~ 20:00

!!ほうねん座によるアトラクション!!
《座席は名簿に記載されております》



東日本大震災復興報告



宮城県知的障害施設親の会連合会

会 長 大 野 眞 知 子

1000年に1度といわれている未曾有の東日本大震災から早8年6か月の月日が流れました。あの時の辛かった日々は決して忘れることはないと思います。また、復興が今だ道半ばということで心が痛みます。

それでも、辛かった時に全施連の皆様のおかげで心あたたまるとご支援を頂いたことはとても大きな励みになり、宮城県の親の会としても被災された施設にいくらかの支援ができたと感じています。

宮城県の親の会としても全施連が進める「真の共生社会」を目指して邁進していくことが、ご恩返しになると思っております。

関係者の皆様、本当にありがとうございました。

本来ならば、詳しく震災復興についてお伝えするところですが、紙面をお借りして改めてお礼申し上げます。



行政說明

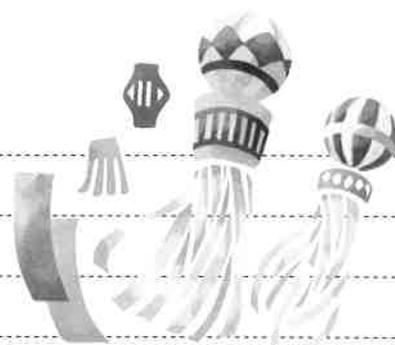
【行政説明】「障害保健福祉施策の動向」

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 小林 靖 氏

(資料別紙)

MEMO



講演

【講演】 「地域共生ホーム」について

1・全施連提言Ⅱ

「地域共生ホーム—知的障害のある人の

これからの住まいと暮らし—」の紹介

埼玉大学教育学部特別支援教育講座 准教授 宗澤 忠雄 氏

北九州市立大学文学部人間関係学科 教授 小賀 久 氏

2・「地域共生ホーム—知的障害のある人の

これからの住まいと暮らし—」より

『支援のからくり』解説

全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長 南 守

3・『支援のからくり』解説をうけて

4・質疑応答

MEMO



プロフィール

むね さわ ただ お
宗澤 忠雄氏



大阪府大阪市生まれ 埼玉大学教育学部特別支援教育講座准教授
障害者福祉学、障害者虐待防止学

「さいたま市誰もが共に暮らすための権利の擁護等に関する条例」（2012年施行）の条例検討専門委員会委員長を務めた他、現在、さいたま市障害者の権利の擁護等に関する委員会委員長、さいたま市地域自立支援協議会虐待防止部会長及び埼玉県障害者施策推進協議会会長として、障害者施策の策定、差別・虐待事案への対応・ネットワークづくり等に取り組む。

（主な著書・論文）

- 2018年 「特別支援教育における学校と保護者の連携に関する研究」
『埼玉大学紀要教育学部（教育科学）』 第67巻2号、31-48頁
- 2018年 「さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会の特質と課題—さいたま市条例づくりと特別支援教育推進体制の構築」『埼玉大学紀要教育学部（教育科学）』 第67巻1号、123-142頁
- 2017年 「共に生きる地域生活の実現に資する施設入所支援の役割」『知的障害福祉研究さぼーと』（日本知的障害者福祉協会） 第64巻9号（通巻72号）、11-14頁
- 2016年 「人権擁護としての虐待防止」『日本重症心身障害学会誌』（日本重症心身障害学会） 第41巻1号、71-77頁
- 2015年 「障害者権利条約とこれからの入所施設支援」『知的障害福祉研究さぼーと』（日本知的障害者福祉協会） 第62巻2号（通巻697号）、10-14頁
- 2012年 『障害者虐待—その理解と防止のために』（中央法規出版）
- 2010年 『現代の地域福祉と障害者の発達保障』（文理閣）
- 2008年 『地域に活かす私たちの障害福祉計画』（中央法規出版）
- 2005年 『医療福祉相談ガイド』（中央法規出版）

プロフィール

こが 久 氏
ひさし



現在：北九州市立大学文学部人間関係学科及び大学院社会システム研究科教授

専攻：社会福祉援助論、障がい者福祉論

現在の研究テーマ：「デンマークの地域生活支援」、「障がい者・高齢者の権利擁護」

2001年以來、毎年北欧の社会福祉調査を実施

2004年4月から同年9月までデンマーク教育大学客員研究員

2018年度、高知県立大学客員教授

（社会的活動）

福岡県介護保険広域連合第2期～7期介護保険計画策定委員会会長

福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス協議会会長

福岡県介護保険広域連合第3期～7期介護保険計画検証委員会会長

直方市・宮若市・小竹町・鞍手町自立支援協議会会長

飯塚市地域福祉計画審議委員会会長

飯塚市社会福祉協議会権利擁護委員会会長

NPO法人「人権オンブズ福岡」代表理事全国障害者問題研究会福岡支部長

全国知的障害者施設家族会連合会顧問 など

（著書）

近 刊 『北欧・デンマーク 障がいのある人の生活支援』単著(法律文化社)

2012年9月 『福祉論研究の地平』共著(法律文化社)

2009年3月 『障がいのある人の地域福祉政策と自立支援』単著(法律文化社)

2007年8月 『障害者の人権と発達』共著(全障研)

2007年6月 『図説日本の社会福祉』共著(法律文化社)

2002年12月 『講座 21世紀の社会福祉(全5巻)』他共編著(かもがわ出版)

プロフィール

みなみ
南

まもる
守



- 1970年 高知県立児童相談所（知的障害者更生相談所） 心理判定員
- 1980年 高知県立身体障害者リハビリテーションセンター 心理判定員
- 1987年 高知県立児童相談所（知的障害者更生相談所）判定班 班長
- 1989年 高知県立精神保健福祉センター 主任（心理判定員）
- 1993年 高知県立児童相談所 保護班長
- 1995年 高知県退職
- 1995年 社会福祉法人 高知小鳩会 常務理事
知的障害者更生施設 あじさい園 施設長
- 2012年 統括施設長兼管理者
障害者支援施設あじさい園
あじさい園短期入所事業所
あじさい園障害者相談支援事業所
生活介護事業所第二あじさい園
生活介護事業所こばと作業所
- 2017年 社会福祉法人 高知小鳩会 理事長

（社会活動）

- 1972年 日本ダウン症協会（JDS）高知県支部 小鳩会 顧問
- 1978年 日本臨床心理学会運営委員（1995年まで）
- 2000年 高知県知的障害者福祉協会 副会長（2011年度まで）
- 2005年 スペシャルオリンピックス高知 顧問
- 2005年 高知県知的障害者施設家族会連合会 事務局長
- 2008年 全国知的障害者施設家族会連合会 副会長
- 2011年 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長
- 2012年 高知県知的障害者福祉協会 顧問・倫理委員長

● 2日目 10月8日 (火) ●

全員参加型討論会

9:00 ~ 11:45

《全員参加型討論会》

『知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし』

司会：全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長 南 守
ファシリテーター：埼玉大学 准教授 宗澤 忠雄 氏
北九州市立大学 教授 小賀 久 氏
家族：全国知的障害者施設家族会連合会 理事長 由岐 透
千葉県知的障害者支援施設家族会連合会
会長 奥澤 時宗

大会決議（案）の採択

11:45 ~ 12:00

閉会式

12:00 ~ 12:30

《アンケートのご記入にご協力をお願いいたします。》



全員参加型討論会

全員参加型討論会
「知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし」

全国知的障害者施設家族会連合会 理事長 由 岐 透

1. 子どもの親からの自立困難と施設

親の想いには、障害者の面倒は親・家族がみるべきだとだという古い社会規範のもとで生じる責任感に、障害のあるわが子に対して抱き続けてきた親の愛情が転じた「子離れの難しさ」が重なっています。

「親子分離」の手だては、「入所施設」という道しかありませんでした。

2. 親・家族はこれまでの入所施設をどのようにみてきたか

全施連がこうあって欲しいと思う施設、目指している施設像はどのような施設なのかイメージすることができなければ、施設を快適に暮らせる障害者の自宅にすることが難しいのではないのでしょうか。

施設臭がある。トイレにペーパーが用意されていない。プラスチックの食器で食事する。挙げればきりがありません。このようなことがクリアされているのか、不満・不足はないのか。我が身に置き換えて、この施設で快適に暮らすことが出来るのか問うてみる。出来れば良いが、出来なければ何処を改善する必要があるのかを追求すべきであると思います。

ほとんどの人が施設にはいろいろ問題があるが、この子はここでしか生きられないと諦めざるを得ない社会資源の不足と、本来、家族が自己を犠牲にしてでもこの子を養育すべきであるのに、他人さん（施設）にお世話になっているのに自己主張することに抵抗感がある。遠慮は損慮である。

3. 我が国の障害者感

国の障害者に対する見方には生産性のないお荷物的な意識があり、一人の人として障害のない人と同等であるという見識に欠けるのではないか。あの人もこの人もそれぞれ個性があり、能力違いがあっても社会全体を構成している一人なのである。一人ひとりが尊重される社会に期待したい。

4. 家族の卑屈感

わが子に障害があるからといって卑屈になるべきではないのです。どの国でも人口の2%は知的障害者が生まれていると言われていています。障害のない方は、自分のために2%の障害者が犠牲になっていることを理解していただきたい。自分のため

に障害を背負っている人達がいることに気付けば、もっと住みやすく、卑屈になることもないと思います。

5. もっと堂々とこの子と共に暮らしたい

障害を持つということは決して歓迎すべきことではありません。また、障害を持ってよかったと言えるものかも大いに疑問です。しかし、障害を持つことが「不幸」だと決めつけることは明らかに誤りだといえるでしょう。でも、そのように悟るまでには、やはり相当の時間を要しました。悲しみと怒りに打ち震えていた私たち夫婦がやがてわが子の障害を受け入れ、親としての努力を開始するわけですが、その原動力は何と言ってもわが子の「ひたむきに生きようとしている姿」にありました。

（全国重症心身障害児（者）を守る会理事長北浦雅子氏）

糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」という言葉が障害を持って生まれてきた子の親としてどれだけ励まされ、勇気を頂き親自身の生きる糧となったか計り知れないものがあります。

知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし

千葉県知的障害者支援施設家族会連合会会長 奥澤 時宗

知的障害のある人を家族に持つ私たちは、それぞれの家族会・連合会、そして全国組織である全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）を通じて日本国憲法で保障されている知的障害者の生活と権利を守るため、これまで国・各地方自治体に対して様々な活動を展開してきました。

障害者自立支援法（その後障害者総合支援法に改称）ができた時、その不条理を撤廃させるための運動は最高潮に達しました。当時の全施連の活動は入所施設の存続、障害程度区分（現行障害支援区分）の撤廃、地域移行の推進反対が主体でありました。

しかし、国が強く押し進める地域移行施策が浸透し、入所施設からグループホーム（GH）等への暮らしの場の移行が着々と進行していき現在に至っています。

私たちは今回の全施連提言Ⅱ「地域共生ホーム」の理念に沿った将来に向けての運動を展開する必要があります。国の障害者福祉施策の問題点を学習し共有しましょう。知的障害のある人のこれからの住まいと暮らしについて、家族の立場から現実に直面する問題を踏まえて考えをまとめてみました。

1. 何処で誰と暮らすのか、暮らしの場を考える

知的障害者のライフステージ（青年期、成人期、中年期・高齢期）に合わせて、また家族の様々な事情による暮らし方は大別すると以下が考えられます。それぞれの暮らし方・暮らしの場は一長一短があり、固定するものではなく利用者のニーズに合わせて選択可能な、より質の高い生活を保障するものでありたいと考えます。

しかし現実には片道切符で入所から GH に移行した人は容易に元に戻れません。

- ① 家族と一緒に暮らす
- ② 一人で暮らす（アパートなど）
- ③ 障害者支援施設（入所施設）で暮らす

入所施設も様々、大規模なもの、中・小規模、ユニット型など。

- ④ グループホーム（GH）で暮らす

GH と入所施設の違いは何か。直近では定員 20 人の日中サービス支援型 GH。

- ⑤ 介護老人施設で暮らす

全施連の会員である皆さんの家族は概ね③、④に該当すると考えられますが、年齢的には 40 歳以上の方が大半で、施設によっては 60 歳以上の方が 30 パーセント以上を占めるところもあります（高齢者施設）。利用者の高齢化は着々と進行しています。

国も約 20 年前に、知的障害者の高齢化対応検討会報告書（平成 12 年 6 月）で、知的障害者の高齢化に対応して、地域生活の支援と施設に於ける支援の両面から、今後どのような保健福祉サービスや配慮が求められるか、また、高齢者施策との関係をどう考えるかを提言しています。それから 20 年が経ち、私たちは着々と進む我が子や家族の高齢化という大きな問題に直面しています。親亡き後の生活が心配でなりません。

2. 親亡き後我が子は、どう生きていくのか、そして人生の最期を何処で迎えるのか
高齢化が進み 60 歳以上になると身体機能の低化や病気の進行などで普通の生活に支障をきたす場面が増えてきます。ハード（設備改修）・ソフト（きめ細かな支援）の両面での対応が必要となります。また、障害福祉と介護保険制度や利用契約制度に関連する諸々の問題が出てきます。これまでの様々な講演会、研修会、全施連全国大会や勉強会で学んできたが、未だよく理解できていない点が数多くあります。皆さんの中には既に十分理解されている方もいるでしょうが、十分でない点をまとめてみました。
 - ① 障害者支援施設は終の住処になり得るのか
 - ・ 65 歳問題（65 歳を過ぎても施設で暮せるのか。介護保険制度優先適用の仕組みとは。障害福祉サービスと介護保険サービスは両方使えるのかなど）
 - ・ 90 日問題（90 日以上長期入院後、施設に戻れるのか。利用契約書上は退所）
 - ・ 利用契約書（重要項目説明書、個別支援計画）、自動更新（毎年契約の必要性）
 - ・ 施設でできる医療的ケアの限界。訪問医療はどうすれば可能か。
 - ・ 配置医師の問題（原則と現実の対応について）
 - ・ 施設は看取りまでしてくれるのか（全国で看取りまでやっている施設はあるのか）
 - ② GH ではどうなのか（上記各項目について）
 - ③ 入所施設待機者の問題 千葉県では 2018 年 3 月末現在 530 人（GH を含む）
3. 意思決定支援について（自分の意思を相手に伝えることのできない重度障害者が意思決定できるのか、誰が決定するのか。成年後見制度の問題点など）
4. 職員配置率と人員配置体制加算（支援の向上を阻む制度的制約）
5. 障害者総合支援法第 5 条について。第 7 条と介護保険法の仕組みについて
6. 福祉人材の確保・定着（新規応募者が極めて少なく、3 年定着率も低い。）
7. 一般社会の知的障害者施設に対する理解を求める
知的障害者が少人数で暮らす GH の建設も住民の反対で立ち行かない例が多い

<終わりに>

相模原の殺傷事件の犯人は「不幸をつくる障害者はいらない」というが、誰もいずれば人の世話になる。頼り、頼られる関係なくして、社会は成り立たない。今こそ、合理性、生産性ばかりを追い求める経済主義から、立ち止まる必要があるのではないのでしょうか。社会の中で障害者の存在が当たり前になることを願っています。

（プロフィール）

平成 25 年 4 月から 3 期 6 年目現職。社会福祉法人野栄福祉会（千葉県匝瑳市）理事。同、障害者支援施設のさか学園保護者会長 6 期 12 年を経て、現在は副会長。



大会決議 (案)

第15回全施連全国大会決議(案)

全国知的障害者施設家族会連合会は、2019年(令和元年)10月7・8日二日間にわたって仙台市において、第15回全国大会を開催し、一人で暮らすことが困難で、家族の支援も確実に失っていくなか、制度としてこれ以上の福祉の後退は許されないという思いから、障害福祉制度が知的障害のある人、その家族が安心して託せる制度になることを願って全国から集い語り合いました。充実した公的支援制度の実現が願いです。現在、福祉政策のパラダイムの転換が起きています。「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現政策は介護保険制度、障害福祉に「共生型サービス」を創設し、縦割りから横割り政策に転換し、障害福祉と介護保険制度の一体化、統合が図られようとしています。

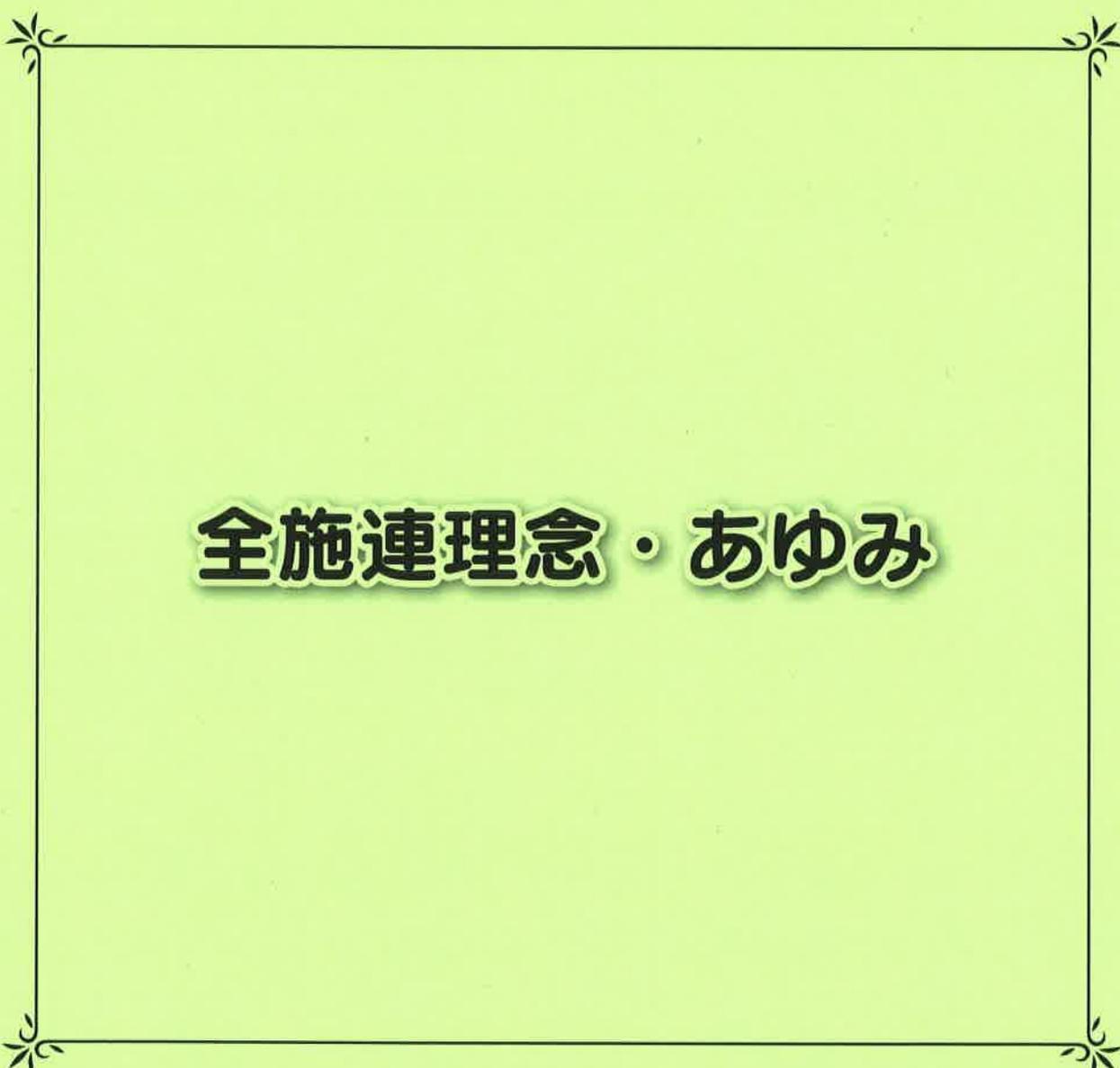
私たちは障害者の権利を守り、障害のない人と同等の暮らしができることを求め、次の事項を本大会の決議と致します。

決 議

1. 24時間切れ目のない支援で快適に安心・安全に暮らせる障害者支援施設を新設し、グループホームを充実して下さい。
2. 支援の制限に繋がる支援区分は本人に必要な支援が受けられる仕組みに変えて下さい。
3. 安定して必要な支援が受けられる支援職員の配置基準の見直しと定員増と職員の処遇改善を急いで下さい。
4. 知的障害者の特性を熟知し、福祉職の専門家としての施設職員を育成して下さい。
5. 生活保護費以下の障害基礎年金の引き上げ、憲法に保障された公的責任を果たして下さい。
6. 障害福祉制度と介護保険制度との一体化・統合には反対します。
7. 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこととして下さい。

2019年(令和元年)10月8日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会



全施連理念・あゆみ



ぜんしれん

全国知的障害者施設家族会連合会

全国知的障害者施設家族会連合会の理念

本会としてすべきこと（会の憲章）

- I 本会は、我が子らの幸せを追求すること。
反面、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、
全力を挙げて立ち向かうこと。
- II 本会は、知的障害者（児）の全ての親や家族が手を取り
合うことの重要性を認識すること。
- III 本会は、もの言えぬ我が子らに代わって正しい意見を言うこと。

原 則（会員のルール）

- I 異なる意見は互いに尊重し、決して争ってはいけない。
異なる意見とは、知的障害者（児）の幸せの姿の違いであり、
争うことではないと理解し、議論をつくすこと。
- II 親個人がいかなる主義主張があっても知的障害者（児）運動に
参加する者は党派や信条を超えること。
- III 施設は知的障害者（児）の人生を豊かにするために存在するもの
であり、施設の職員や一般社会の人々とは、互いに立場を尊重し
協力関係にあること。
- IV よく話し合い、勉強し合い、知りえたことはみんなで共有すること。

全国知的障害者施設家族会連合会のあゆみ

組織

- ☆ 知的障害者施設にある家族会が都道府県単位に連合会を組織する。
- ☆ その都道府県連合が会員となり全国で一つの団体として組織している。

目的

全ての知的障害者施設を利用する福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

会費

正会費 1,500 円×施設数+6 万円 賛助会員 1 施設 3,000 円 個人 2,000 円(2019 年現在)

2003 年度(平成 15 年度)

三重県、島根県、熊本県が名古屋にて全国組織の立ち上げを相談する。

2004 年度(平成 16 年度)

全国知的障害者施設利用者互助会松江大会にて三重県、島根県、熊本県の呼びかけに長野県・兵庫県が参加し計画する。

2005 年度(平成 17 年度)

9 月 全国組織を立ち上げる。京都府にて設立総会を開催(参加 14 都道府県)

「全国知的障害者施設家族会連合会」の名称・規約の制定。

☆厚生労働省・障害者対策議員連盟等に陳情

12 月 自民党知的障害対策議員連盟と面談の上、18 年度予算措置に関する要望書を提出

2006 年度(平成 18 年度)

9 月 第 2 回全国大会(熊本県)(参加 17 都道府県 58 名)

記念講演「障害者自立支援法について」講師 厚生労働省 田中 教泰課長補佐 「大会宣言」を採択

2 月 全国会議開催

☆ 厚生労働大臣に要望書提出

☆ 日本知的障害者福祉協会主催の緊急集会に参加

☆ 自民党・民主党へ陳情

2007 年度(平成 19 年度)

4 月 全国支部長会(名古屋)

6 月 「支援法の抜本的見直しを求める緊急集会」に約 1,000 人参加(東京)

6 月～10 月 福祉協会と共に請願署名

7 月 参議院選挙時に各政党に知的障害者施策に関する公開質問状を提出する

8 月 民主党へ議員と面談の上「応益負担廃止・程度区分廃止」の要望書提出

全政党へ「自立支援法凍結」提案を提出

9 月 第3回全国大会 愛媛県(141名参加)

テーマ「今、家族として何をすべきか」

講師 高崎健康福祉大学院教授 相澤 與一氏 「理念」「大会決議」を採択

10月 第1回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画
11月 研修会(名古屋)「障害者自立支援法を廃案に」講師 三谷 嘉明 教授・初谷 良彦教授
11月 全施連提言作成(全施連としての障害福祉ビジョンを作成)
12月「障害者自立支援の抜本的見直し等を求める重要要望事項」を町村内閣官房長官に面談の上、提出
1月 「障害者自立支援法に関する請願書」署名開始
3月 全施連提言一部改正 支部長会2回
「親の不安はこれだ」発行 2,700冊販売
関東ブロック協議会・九州ブロック協議会設立

2008年度(平成20年度)

4月 支部長会&研修会 (大阪)
講演「中央情勢と今後の課題」講師 JD常務理事 藤井 克徳 氏
4月 全国統一集会 全国18県 6,000人が参加
4月 第2回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画
5月 「障害者自立支援法に関する請願書」署名終了 42万人
7月 社会保障審議会障害者部会の全委員に「障害者自立支援法に関する要望書」提出
同じく厚生労働省へ要望書提出
8月 自民党へ「障害者自立支援法に関する要望書」提出
8月 緊急支部長会 (大阪)
9月 第4回 全国大会 静岡県(参加22都道府県 248名)
テーマ「守ろう わが子の幸せ 進めよう、障害福祉」
講師 めぐみ生涯発達研究所長 三谷 嘉明氏
11月「障害者自立支援法に関する請願書」民主党・公明党・共産党・社民党・新党日本・国民新党の各議員
より審議会へ提出
「障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに進める緊急集会」東京(700名参加)
同上請願署名 61万人
支部長会3回

2009年度(平成21年度)

4月 入所施設存続の請願署名 全国45都道府県より8万人の署名
民主党 障がい者制度改革についてのプロジェクトチーム発足
6月 支部長会 (大阪)
講演「中央情勢について法の施行3年の見直し改正案について」
講師 日本知的障害者福祉協会会長 小坂 孫次 氏
7月 衆議院選挙に向けて公開質問状提出
9月 第5回全国大会 島根県(参加23都道府県 290名)
テーマ「障害者の尊厳ある暮らしを考える」
講師 神戸女学院大学教授 石川 康宏 氏
9月 「新型インフルエンザワクチン接種」に関する要望書を厚生労働省に提出
10月「入所施設存続」の要望書を全政党に提出

☆内閣へ「障害者自立支援法新体系移行における施設費の見直しに関する」要望書提出

11月 民主党・厚生労働省へ「入所施設存続」の陳情

12月 支部長研修「エンドレスで話し合おう」福岡県(参加26県 48名)

支部長会3回

2010年度(平成22年度)

4月 オープン正副会長会 障害者制度改革推進会議 ヒアリング

全国学習会開始(4月～10月)

親亡き後を心配する家族の会 全国遊説開始

5月 入所施設存続署名引渡し式 衆議院会館 受け取り議員42名 参加者(本人を含む)56名

6月 支部長会&総会(札幌) 山崎議員厚生労働委員との懇談会・伊達市見学

7月 ホルム氏講演(デンマークの福祉事情)

7月 吉田副幹事長・大串財務大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・中根議員等に面談、自立支援法の凍結入所施設存続の新たな法律をつくるための要望活動

9月 第6回全国大会 兵庫県(参加32都道府県 647名)

テーマ「どこで だれと どう生きてほしいのか」 講師 桃山学院大学准教授 松端 克文氏

10月 全施連を応援する有志の会(国会議員)設立

10月 「統一要望」を全国各都道府県連より関係機関に提出

11月 自民党特別委員会「改正障害者自立支援法について」団体ヒアリングにて意見表明

12月 顧問団設立

1月 支部長研修(愛知) 懇談会 中根康浩議員

2月 障害者制度改革推進会議室室長と面談の上、意見書を提出

2月 民主党議員と面談の上「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案に対する意見書」を提出

3月 勉強会「願いを形に表そう～入所施設を地域の拠点に～」北九州市立大学 小賀 久氏

3月 東日本大震災義援金募集開始

支部長会 4回

東京都知的障害者施設家族会等連合会発行「吾輩はダウンである」販売協力

2011年度(平成23年度)

4月 自民党特別委員会・厚生労働省合同会議にて「東日本巨大津波災害対策」意見表明、要望書提出

4月 民主党「東日本大震災特別立法」についての要望書提出

4月～3月 全施連顧問PT会議(全8回) 全施連ビジョンの理論構築

6月 支部長会&総会(大阪)

9月 第7回全国大会 千葉県(参加28都道府県 636名)

テーマ「考えよう!わが子らが安心して暮らせる場を」

基調講演 鹿児島大学法科大学院教授 伊藤 周平氏

東日本大震災義援金1,600万円罹災県支部及び県福祉協会へ寄付 義援金募集は続行

9月 東日本大震災義援金配布

9月 那覇学園事件

- 10月 緊急支部長会(名古屋)
- 11月 一般社団法人格 獲得
- 12月 民主党有志の会(大串議員以下 14名)・厚生労働省・(土生課長以下 3名)全施連(由岐会長以下 9名)懇談の上「障害者自立支援法一部改正案に関する要望」提出
- 1月 支部長会(宮崎)
- 3月 民主党ワーキングチームによる総合支援法説明会にて「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言について」意見表明し、要望書を提出
- 3月 「総合支援法」への抗議文を民主党はじめ各政党に提出
- 3月 自民党障害者特別委員会にて「総合福祉法に関する」意見表明して要望書を提出
- ・PT会議 8回 ・東京都知的障害者施設家族会等連合会発行「吾輩はダウンである」販売
- ・中国・四国・近畿・東海ブロック設立(後 西日本ブロック)

2012年度(平成24年度)

- 5月 支部長会&総会(大阪)
 - 7月 厚生労働省へ入所施設待機者調査の依頼
 - 8月 自由民主党知的障害福祉推進議員連盟意見交換会に参加し、要望を表明
 - 10月 第8回全国大会 大分県(参加 24都道府県 501名) 大分市博愛会施設見学
テーマ「みんなで拓こう!わが子らが安心して暮らせる未来 今何を、これから何をすべきか、家族会」
基調講演 北九州市立大学教授 小賀 久 氏
 - 11月 民主党有志の会・厚生労働省へ陳情と意見交換会 55名参加
 - 11月 自民党・民主党等の政策ヒアリングに参加
「障害者総合支援法」「差別解消法」等に関する意見書・要望書を提出
《 東日本大震災義援金・義援金付 Tシャツ販売終了》
デンマークよりチャリティーコンサートによる義援金の寄付を受ける
 - 3月 支部長会(東京)
 - 3月 民主党(賛同議員 103人 参加議員 48人)・厚生労働省・全施連(43人)意見交換会の上「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の new 設を求めて」の要望書と「全施連提言」を提出
 - 3月 自民党特別委員会にて障害者差別解消法に対する要望を表明
 - 3月 厚生労働大臣及び各政党に「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の new 設を求めて」の要望書と「全施連提言」を提出
- 正副理事長全国遊説 計21回

2013年度(平成25年度)

- 4月 自民党特別委員会にて障害者差別解消法の説明を受ける
- 6月 社員総会(大阪)
- 10月 第9回全国大会 北海道(参加 24都道府県 648名)(前夜祭 利用者によるファッションショーやコンサート)
テーマ「知的障害者を持つ人の生涯を考える一意思疎通の保障と意思決定支援」
基調講演 埼玉大学准教授 宗澤 忠雄氏
・東日本大震災義援金終了 全国より義援金合計 24,844,980円 義援金付きTシャツ 2,115枚

・「生活の場」「意思疎通支援のあり方」検討会

12月 千葉袖ヶ浦施設での虐待事件への抗議文を厚生労働省はじめ関係機関に提出
理事会 3回 PT会議 1回、正副理事長会 4回

2014年度(平成26年度)

6月 社員総会(大阪)

6月 「配置医師の初診・再診料請求について」要望書を厚生労働省へ提出

10月 第10回全国大会 愛知(参加25 都道府県 483名)

テーマ「知的障害を持つ人の生涯を考える！～その人に合った終の住処はどこですか～」

・副理事長を1名追加

・65歳問題に取り組み、要望書を提出

・日本障害者協議会の政策委員会に参加

2015年度(平成27年度)

6月 社員総会&理事会(大阪)

7月 民主党横路孝弘議員に面談の上要望書提出

8月 原口一博議員を会長に民主党障がい難病施策議員連盟設立

9月 民主党障がい難病施策議員連盟・厚生労働省と意見交換の上要望書提出

10月 第11回全国大会 神奈川(参加23 都道府県 566名)

テーマ「知的障害のある人にとって最適な生活の場とは

～障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える～」

講演 特定非営利活動法人日本障害者協議会・代表 藤井 克徳 氏

10月 山口県大藤園虐待事件の抗議声明を厚生労働省他関係機関に提出

11月 全政党に「24時間切れ目のない支援」を求める要望書提出

1月 障害者権利条約第1回日本政府報告に関するパブリックコメント提出

2月 虐待事件(大阪)抗議文を厚生労働省へ提出

3月 理事会(福岡)・PT会議Ⅱを 北海道・秋田・福岡で開催(述べ77名参加)

理事会3回、PT会議3回

東京都知的障害者施設家族会等連合会発行「僕らがいちばん安心できる場所」販売協力

2016年度(平成28年度)

4月 民進党障がい難病施策議員連盟ヒアリングにて意見表明の上、要望書を提出

5月 4月に発生した熊本地震義援金を募集(合計6,278,991円が集まり、全額 熊本県知的障害者施設
家族会を通じて罹災施設へ寄付)

6月 社員総会&理事会(大阪)

7月 神奈川県津久井やまゆり園事件に対する声明文を発表

8月 臨時理事会 津久井やまゆり園弔問

10月 第12回全国大会 福岡(参加22 都道府県 662名)

テーマ『「新しい施設」を語ろうー当事者の笑顔輝く日のためにー』

基調講演 北九州市立大学教授 小賀 久 氏

10月 第2回理事会(福岡)

12月 厚生労働省訪問 障害福祉課長と面談

1月 神奈川県くず葉学園虐待事件対応

3月 第3回理事会

・4月～3月 「24時間一貫した快適な支援施設の新設請願」高知県のいの町・兵庫県養父市にて可決運動するも可決至らなかった市町村多数

・PT会議を大阪・東京で開催 ・正副理事長会 3回

2017年度(平成29年度)

6月 社員総会&理事会

9月 「30年度福祉サービス等に関する意見書」厚生労働省に提出
第2回理事会

10月 第13回全国大会 秋田(参加27都道府県連 402名)

テーマ「新しい生活の場を語ろう！」 講演 全施連 副理事長 南 守
衆議院選挙への公開質問状提出

12月 「食事提供体制加算に対する緊急要望書」ファックスにて1270名署名

1月 幹部研修会 神戸 「我が事・丸ごと・地域包括ケアシステムと介護保険・障害者福祉のゆくえ」
鹿児島大学教授 伊藤 周平氏

3月 障害者基本計画パブリックコメント提出

・理事会4回 ・PT会議2回 常任委員会4回

2018年度(平成30年度)

6月 社員総会&理事会

10月 第14回全国大会 兵庫(参加22都道府県連 566名)

テーマ「今から始める第一歩～福祉の後退を許さない～」
講演 明石市長 泉 房穂氏

2月 「我が事・丸ごと」地域共生社会についての要望書を厚生労働省・各政党へ提出

・理事会3回 ・PT会議5回 常任委員会3回



2019年度全施連名簿

2019年度 全国知的障害者施設家族会連合会名簿

NO	役職	都道府県	理事	〒	団体名	電話	加入 施設数	会員数	
					住所	ファックス			
1	理事	北海道	安田 由美	001-0902	北海道知的障がい児・者家族会連合会	090-8903-8889	87	7,215	
					北海道札幌市北区新琴似二条10丁目2-6				
2	理事	宮城	大野 真知子	983-0836	宮城県知的障害施設親の会連合会	022-293-4005	10	539	
					仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内	022-293-4010			
3	理事	秋田	進藤 誠	018-3204	秋田県知的障害者施設家族会連合会	0185-79-1234	8	762	
					秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1 障害者支援施設 虹のいえ内	0185-79-1271			
4	理事	栃木	秋草 光枝	326-0011	栃木県知的障害児(者)施設保護者会連絡協議会	0284-90-2030	24	1,788	
					栃木県足利市大沼田町525-1 やまゆりの里	0284-90-2031			
5	理事	群馬	岩瀬 啓	371-0843	群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会	027-288-0120	23	2,783	
	監事		佐々木 常雄		群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5F	027-288-0121			
6	理事	千葉	奥澤 時宗	270-1342	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会	0476-46-3495	47	3,077	
					千葉県印西市高花4-1-1-203 奥澤 時宗様方	TELと同じ			
7	副理事長	神奈川	大矢 武久	240-0032	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会	045-489-9712	27	2,669	
					横浜市保土ヶ谷区法泉1-18-4-3 大矢武久様方	TELと同じ			
8	理事	愛知	助川 道教	491-0114	愛知県知的障害者施設家族会連合会	0586-78-0677	12	832	
					愛知県一宮市浅井町江森字東之森98 助川 道教様方	TELと同じ			
9	理事	岐阜	寺島 章夫	500-8256	岐阜県知的障害者施設家族会連合会	058-272-2870	2	274	
					岐阜県岐阜市八坂町50番地 寺島 章夫様方	TELと同じ			
10	理事長	兵庫	由岐 透	650-0016	兵庫県知的障害者施設家族会連合会(ひょうごかぞくねっと)	078-371-3930	63	4,641	
					神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内	078-371-3931			
11	理事	和歌山	堀内 正次	640-0112	和歌山県障害児者施設家族会連合会	073-452-0294	7	393	
					和歌山県和歌山市西庄1107-1 綜成園内	073-454-8866			
12	理事	島根	山根 良雄	690-0011	島根県知的障害者施設保護者会連合会	0852-32-5976	21	1,488	
					松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5982			
13	監事	山口	平尾 要	753-0072	山口県知的障害者施設家族会連合会	083-925-2424	20	700	
					山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	083-925-2212			
14	理事	高知	山本 純史	781-0321	高知県知的障害者施設家族会連合会	088-894-2828	6	250	
	副理事長		南 守		高知市春野町秋山2801-15 あじさい園内	088-894-5555			
15	理事	福岡	八木 トミエ	812-0854	福岡県知的障害者施設家族会連合会	092-503-0579	23	1,250	
					福岡市博多区東月隈3-1-4-106 八木様方	TELと同じ			
16	理事	佐賀	西田 修	840-0851	佐賀県知的障害者施設保護者会連合会	0952-24-2545	4	330	
					佐賀県佐賀市天祐1-9-12 鶴典之様方	TELと同じ			
17	理事	長崎	廣川 英雄	851-0131	長崎県知的障害者施設家族会連合会	095-839-2400	2	140	
					長崎市松原町728-2 サントピア学園内	095-837-1500			
18	副理事長	熊本	渡邊 民雄	860-0842	熊本県知的障害者施設家族会連合会	096-351-8599	39	2,300	
					熊本県熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	TELと同じ			
19	理事	大分	上蘭 哲郎	870-0816	大分県知的障害者施設家族会連合会	097-543-2518	13	763	
	監事		岡本 保博		大分県大分市田室町9-80 アーバン田室411 岡本保博様方	TELと同じ			
20	理事	宮崎	黒木 隼人	885-0023	宮崎県知的障害者家族会連絡協議会	0986-21-3425	8	456	
					宮崎県都城市栄町4890-9	TELと同じ			
21	理事	鹿児島	中村 俊久	890-0032	鹿児島県知的障害者施設家族会連合会	099-281-9548	57	2,900	
					鹿児島県鹿児島市西陵7-30-3 川畑 岩夫様方	TELと同じ			
賛助	団体:埼玉県 個人:茨城県・東京都・愛知県・大阪府・奈良県・兵庫県・高知県・福岡県						1	399	
合計								504	35,949



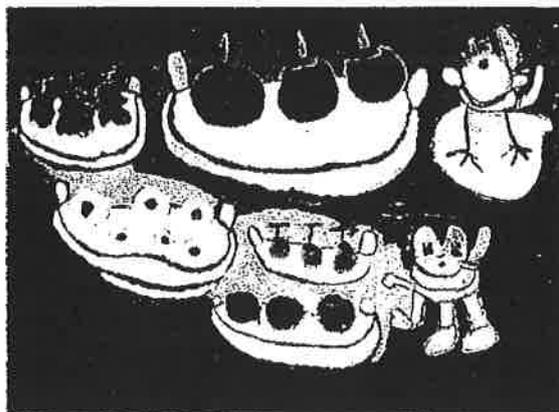
協 賛 広 告

*ご協力いただきました皆様に心より感謝を申し上げます。

掲載は順不同となります。何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

NPO 法人

童里夢 (どりーむ)



知的障害者の自立への想いを支援し、
障害者の生活と人権を生涯にわたって守るために

事業活動内容

- 1 財産管理事業
法律・福祉・会計などの専門家の協力を得て、
障害のある人たちの生活の質向上に資する
- 2 生活の質向上事業
障害のある人たちの生活の質の向上を図る
ための施策（イベントの研究・企画・実施）
- 3 成年後見事業
障害のある人たちの権利擁護のために成年
後見制度の調査・研究を行い制度の健全普及
を図ると共に、本会自身も法人後見人として
活動
- 4 まちづくり事業
障害のある人たちの住まいの場として、グル
ープホーム等の建設・運営など福祉関連事業
を通じて、地域で支えられることの出来る意
識づくり、仕組みづくりを行う



特定非営利活動法人(NPO法人)

童里夢

〒989-3211 仙台市青葉区赤坂2丁目26-4
TEL (022)394-6150 FAX (022)394-6163

私達は、一般社団法人全国知的障害者施設家族連合会を応援しています。



株式会社阿部砂利建設は1948年創業以来、仙台市の社会基盤構築を行ってきました。

私たちの工事はただの土木作業ではなく、

仙台の「暮らしと営み」を支え続けていくという使命感を持って、

日々研鑽と工夫をしております。

今後も私たちが仙台市の社会基盤を土木工事によって支えてまいります。



株式会社 阿部砂利建設

〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町6丁目11番14号
TEL・022-248-4231 FAX・022-248-7122
MAIL・abekou25@yahoo.co.jp
WEB・abejari.com



土木工事

官公庁から民間まで土木工事を主体に施工管理のプロフェッショナルです。その他、建設業全般のご相談に対応させていただきます。お気軽にお問い合わせください。お気軽にお問い合わせください。

工事内容

道路保全業務 / 公園造成工事 / 遊歩道
環境整備工事 / 道路照明灯設置工事 /
雨水幹線工事 / 瓦礫撤去 / 河川下水道
校線工事 等

骨材販売

骨材の販売をしております。
1948年(昭和23年)創業以来続く、
安心の実績をもとに安定供給しております。
あらゆるサイズ、量のご要望にお答え
致しますので、
是非一度お問い合わせください。

エコドライブ、美しい環境とモビリティの楽しさを次世代へ。

N
BOX



N
BOX
Custom



N-BOXシリーズ 2019年上半期
新車販売台数 No.1

※N-BOXシリーズ(N-BOX、N-BOX+、N-BOX SLASH)2019年1月~6月国内
軽自動車新規届出・登録台数(全軽自協・自販連資料よりHonda調べ)



N

のある生活はじめませんか？

▶ 仙台市エリア

泉インター店
〒981-3137 仙台市泉区大沢2-3-4
☎022-771-7730

泉松森店
〒981-3111 仙台市泉区松蔭字泉松森10-1
☎022-374-0321

台原店
〒981-0911 仙台市青葉区台原2-11-9
☎022-271-7461

高砂店
〒983-0012 仙台市宮城野区出花1-152
☎022-259-5700

扇町東店
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町1-6-36
☎022-236-7777

あすと長町店
〒982-0007 仙台市太白区あすと長町3-2-39
☎022-247-6151

遠見塚店
〒984-0825 仙台市若林区古城3-10-20
☎022-285-6161

向陽店

〒981-3117 仙台市泉区市名坂字新門前13-1
☎022-375-8440

東勝山店

〒981-0923 仙台市青葉区東勝山3-4-10
☎022-276-5522

幸町店

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町5-11-15
☎022-207-4200

高砂店

〒983-0012 仙台市宮城野区出花1-150-2
☎022-388-9745

太白山田店

〒982-0814 仙台市太白区山田字田中前188
☎022-243-7301

オートテラス長町

〒982-0024 仙台市太白区砂浜南町1-12
☎022-247-2021

オートテラス仙台

〒984-0823 仙台市若林区遠見塚3-14-22
☎022-286-0131

▶ 名取市/岩沼市エリア

名取バイパス店
〒981-1224 名取市増田7-13-26
☎022-384-3922

名取中央店

〒981-1224 名取市増田字架下634-1
☎022-382-3171

名取中央店オートテラスコーナー
〒981-1224 名取市増田字架下507-1
☎022-381-5441

岩沼店

〒989-2426 岩沼市末広1-4-20
☎0223-25-5766

宮城法人課

〒983-0001 仙台市宮城野区港4丁目12-7
☎022-388-8337

宮城県東販課

〒983-0001 仙台市宮城野区港4丁目12-7
☎022-388-8337

▶ 大崎市エリア

古川江合店
〒989-6104 大崎市古川江合町1-1-3
☎0229-22-5411

古川南店

〒989-6141 大崎市古川南町6-6
☎0229-22-2714

古川南店オートテラスコーナー
〒989-6141 大崎市古川南町6-6
☎0229-22-2714

▶ 山形市/天童市エリア

青田店
〒990-2435 山形市青田2-12-22
☎023-642-6211

下条店

〒990-0823 山形市下条町2-19-5
☎023-643-3388

久野本店

〒994-0016 天童市奥久野本3-2-36
☎023-653-3388

▶ 置賜エリア

中田店
〒992-0011 米沢市中田町1001-3
☎0238-37-3788

▶ 庄内エリア

道形店
〒997-0013 鶴岡市道形町20-13
☎0235-24-3388

Gloss宮城 仙台センター
〒983-0001 仙台市宮城野区港4丁目12-7
☎022-388-8315

鶴田店

〒990-0885 山形市鶴田1-1-50
☎023-629-1005

飯田店

〒990-2332 山形市飯田2-8-34
☎023-641-7165

米沢北店

〒992-0011 米沢市中田町559
☎0238-37-5261

酒田店

〒998-0832 酒田市両羽町6-8
☎0234-22-9022

Gloss山形 山形センター
〒990-0408 東村山郡中山町大字西2028-3
☎023-687-1155

株式会社ホンダカーズ宮城中央と株式会社ホンダカーズ山形は2019年4月1日、合併をし新たに「株式会社ホンダ四輪販売 南・東北」として経営統合いたしました。



Honda Cars 宮城中央 / Honda Cars 山形
株式会社 ホンダ四輪販売 南・東北

本社 〒983-0034 仙台市宮城野区扇町1丁目6-36 ☎022-236-1555
南・東北県事業推進部 〒983-0034 仙台市宮城野区扇町1丁目6-36 ☎022-236-1555



濡れて滑るタイルや石を滑りにくくする
コーティングではない床の滑り止め

ASL工法

ASL(エーエスエル)工法は、
一般社団法人アンチスリップ・ラボ会員による責任施工です。
床材や用途に合わせて適切な液剤を選択し施工を行います。

ASL工法はSGS(スリップ・ガード・システム)の後継工法です。



工程

0. 床が濡れていても施工可能
1. 壁養生・床面洗浄
2. 液剤塗布
3. 洗い流し・仕上洗浄
4. 即開放可能

施工所要時間
20㎡約2時間
200㎡約1日

液剤を塗布することにより、特定の成分を溶かし出し、
数マイクロメートル(1000分の数ミリ)の無数の穴を
タイルや石の表面に形成します。
溶け出た微小な成分と残った液剤を洗い流して施工完了。

施工前と施工後の違いは、「穴があるかないか?」それだけ。
濡れている時に歩くと、体重でぎゅっと水を穴の中に押し込み、
水が移動しづらくなるので人が滑らない。そういう仕組みです。

タイルや石は表面が磨耗し徐々に穴がなくなります。
逆に穴がある限り、表面を適切に清掃すれば効果は持続します。

地域のライフサポーター (株)ファミリーメイト

・床面の滑り止め・建物クリーニング・特殊メンテナンス



宮城県仙台市泉区歩坂町40-7

TEL022-375-0506 (代)

✉ info@family-mate.co.jp

🌐 http://www.family-mate.co.jp/

ご相談ください！お任せ下さい！

太白区を中心に
地域に根ざした信頼の実績!!



企画

お客様の大切な不動産の有効活用を提案致します！

企業様の遊休地や個人地主様の農地等、数坪から数千坪まで、有効な活用をご提案致します。

売買

大切な資産の売却、購入を豊富な実績と経験でお手伝い致します！

居住用から事業用まで、売却査定無料！秘密厳守!! 資金計画から所有権移転手続きまで、的確にサポート致します。

賃貸

居住用 事業用 駐車場 倉庫... 貸したい方も、借りたい方も...

地域密着の豊富な情報量と迅速なフットワークで、お客様の希望を実現いたします。

管理

賃貸住宅管理業者登録 国土交通大臣(2)第305号

煩雑化する賃貸経営を的確にサポートします!! 管理業界をリードする信頼と実績!

宮城県知事(8)第3486号 公益社団法人全日本不動産協会々員 公益社団法人 不動産保証協会々員

不動産のトータルプランナー

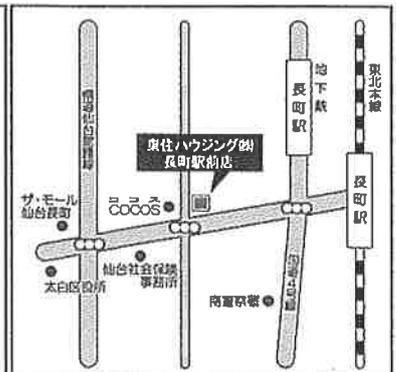
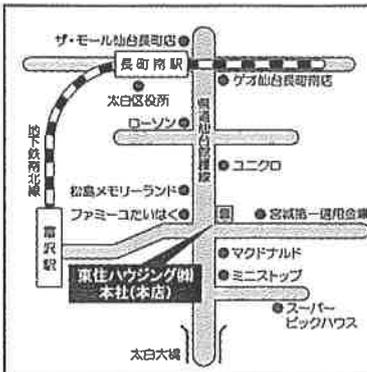


東住ハウジング株式会社

東住ハウジング株式会社 検索 <http://www.toju.info>

本店
〒982-0014
仙台市太白区大野田1丁目6番11号
TEL:022-247-1010 FAX:022-304-1050
e-mail: 1010@toju.info

長町駅前店
〒982-0011
仙台市太白区長町5丁目10番45号
TEL:022-249-1010 FAX:022-308-7526
e-mail: nagamati@toju.info



エコドライブ、美しい環境とモビリティの楽しさを次世代へ。

先進のHonda車ラインアップ

VEZEL
2019年
上半期 SUV
販売台数
No.1*

N-BOXシリーズ
2019年
上半期 新車
販売台数
No.1**

2019 RJC
カーオブザイヤー
特別賞
受賞



VEZEL HYBRID



N-BOX



N-VAN



HONDA

Honda Cars 宮城

宮城ホンダ販売株式会社

[本社] 仙台市宮城野区扇町3-4-46
TEL.022(284)2185

■扇町店

仙台市宮城野区扇町3-4-46
☎022-284-2221

■中山店

仙台市泉区南中山1-38-7
☎022-277-2221

■太白店

仙台市太白区砂押南町6-6
☎022-248-3511

■富谷店

富谷市大清水1-31-1
☎022-341-1038

■大河原店

柴田郡大河原町字高砂町3-2
☎0224-52-1155

■船岡店

柴田郡柴田町西船岡2-2-10
☎0224-57-1051

■白石店

白石市福岡長袋字下河原58
☎0224-26-9661

■Honda認定の
中古車専門ディーラー

仙台市若林区六丁の目西町1-12
☎022-390-1771

ホンダオートテラス六丁の目バイパス

ホームページ [ホンダカーズ宮城](https://www.hondacars-miyagi.co.jp/) | 検索 | <https://www.hondacars-miyagi.co.jp/> | ●営業時間/平日▶10:00~19:00 土・日曜、祝日▶9:00~19:00 ●水曜定休

★ Honda SENSINGは、ドライバーの運転支援を目的としているため、機能には限界があり、道路状況、天候状況、車両状態等によっては、作動しない場合があります。機能を過信せず、安全運転をお願いします。Honda SENSINGは車種・タイプにより機能の数や内容が異なります。詳しくは店頭またはWEBでご確認ください。

◆1 2019年上半期国内車名別新車販売台数(自販連調べ)SUV:自販連区分ジープ型の四輪駆動車でワゴンとバンを含む(2WDを含む)の国産車

◆2 N-BOXシリーズ(N-BOX、N-BOX+、N-BOX SLASH)2019年1月~6月国内軽自動車新規届出・登録台数(全軽自協・自販連資料よりHonda調べ)

軽四輪自動車にも保管場所が必要です。



社会福祉法人 千代福祉会

- 千代福祉会 法人本部
- 障害者支援施設 ますみ学園
- 障害者支援施設 おおぞら学園
- 障害者支援施設 清風園
- 障害者支援施設 あおば園
- 共同生活援助 わーぷ
- 保育所 あっぶる保育園
- 保育所 あっぶる愛子保育園
- 相談支援事業所 こねくと千代

- 〒989-3212 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北 62
TEL:022-394-5206 FAX:022-394-5207
- 〒989-3212 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木 520
TEL:022-394-5110 FAX:022-394-5114
- 〒989-3213 宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田 16-51
TEL:022-393-2334 FAX:022-393-2335
- 〒989-3212 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北 62
TEL:022-394-5205 FAX:022-394-5204
- 〒989-3212 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田 1-5
TEL:022-394-3271 FAX:022-394-3270
- 〒989-3127 宮城県仙台市青葉区愛子東三丁目 9-11
TEL:022-391-5446 FAX:022-391-8240
- 〒984-0032 宮城県仙台市若林区荒井七丁目 21-2
TEL:022-287-8851 FAX:022-287-8852
- 〒989-3127 宮城県仙台市青葉区愛子東五丁目 4-12
TEL:022-226-7811 FAX:022-226-7812
- 〒989-3212 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田 1-5
TEL:022-302-5902 FAX:022-394-3270

イベント案内

第25回「ピュア・ハーツ in せんだい」

期日 令和元年11月9日(土)

場所 仙台銀行ホールイズミティ21 大ホール



第23回「ピュア・ハーツ アート展」

期日 令和2年1月31日(金)~2月5日(水)

場所 せんだいメディアテーク 6階ギャラリーB

内容 絵画・工芸・写真・書などの展示

お問い合わせ

仙台市知的障害者芸術文化協会事務局

〒989-3212 仙台市青葉区芋沢字畑前北62

千代福祉会清風園内 担当 千田・稲村

電話 022-394-5205 Fax 022-394-5204

祝 開催

第15回全国知的障害者施設家族会
連合会全国大会 in みやぎ

「宮城県 啓佑学園・第二啓佑学園」家族会

啓佑保護者会
会員一同

シール・ラベル・ステッカー印刷のご用命は当社まで。

企業様から個人ユーザー様までご相談にのります。

小ロットでも安価でお作りします。

三協タックラベル株式会社

本社・工場 〒981-0122 宮城県宮城郡利府町菅谷字東浦1番地

TEL022-356-7474 FAX022-356-5340

注文住宅・増改築・リフォーム工事

株式会社 クマガイ建工

〒981-3212 仙台市泉区長命ヶ丘3丁目1-20

TEL 022-347-3580 FAX 022-347-3581

祝

第15回
全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会 in みやぎ

空調・換気・排煙ダクト工事

有限会社 バーディ空調
〒983-0826 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東2丁目3番18号
TEL 022-388-3563

祝

第15回
全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会 in みやぎ

地域に根ざした家造り

有限会社 門脇建設

〒987-0121 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字黄金迫北91-1
TEL (0229)42-2550
FAX (0229)42-2590

祝

第15回
全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会 in みやぎ

精密板金・架台フレーム・溶接・筐体
レーザー加工・設計製作

株式会社 ヤマウチ機工
〒987-0121 遠田郡涌谷町涌谷字内作田二の9
TEL (0229) 43-4776
FAX (0229) 43-3502

祝

第15回
全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会 in みやぎ

仙台市・大崎市下水道指定店

中鉢設備

〒989-6441 大崎市岩出山字通丁29-9
TEL 0229-72-4183



u'i

by first

- ウイハイファースト -

地下鉄泉中央駅から徒歩1分



■地下鉄南北線 泉中央駅西1番出口
■契約駐車場有り(マツキヨ楼上 赤間P)

ご予約専用 ☎ 022-343-1380

仙台市泉区泉中央1-15-1 ナイスシティアリーナ泉中央1F

受付時間 / 9:30~

予約優先

各種カード初用可

提携P有り

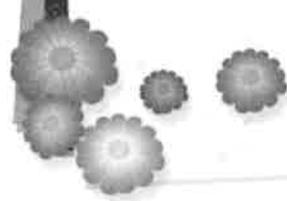
水野箏曲学院

山田一邦箏曲研究会

仙台市泉区八乙女中央五丁目6-14-115

TEL(022)375-8468

NHK 文化センター
サンリツ一番町音楽センター
仙台青葉カルチャーセンター
仙台リビングカルチャーセンター泉中央教室
文化箏音楽振興会



生活サポート総合補償制度

普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

2019年 おすすめプランの主な特長

(補償プラン①掛金23,000円の場合)

①病気・ケガの入院給付金が1泊2日以上入院から補償

②高額賠償事故に備え、個人賠償を最高3億円まで補償

③ケガの場合の補償が入院保険金が5,000円、通院保険金が3,000円

補償内容	補償項目	1泊2日以上入院	3泊4日以上入院
		入院2日目から 補償プラン③	入院4日目から 補償プラン④
病気やケガで入院した時の補償 入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。	①付添介護保険金 (傷害疾病付添介護保険金) 付添介護を受けた日1日につき	8,000円	8,000円
	②差額ベッド費用 (傷害疾病入院時室料差額費用保険金) 差額ベッド代が生じた日1日につき	3,000円	3,000円
	③入院諸費用 (傷害疾病入院諸費用保険金)入院1日につき	1,000円	1,000円
	④入院一時金 (傷害疾病入院一時金)1入院につき	6,000円	5,000円
他人に損害を与えた時の補償 個人賠償責任保険金^{※1} 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物 ^{※2} に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	3億円	1億円
傷害(ケガ)をしたときの補償 死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。	⑥死亡保険金	100,000円	100,000円
	⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	4,000~100,000円	4,000~100,000円
	⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度)	5,000円	3,000円
	⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度)	3,000円	2,000円
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑩手術保険金 1事故につき1回	50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)	30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外)
	⑪葬祭費用保険金 (疾病葬祭費用保険金) 支払限度額	100,000円	100,000円
地震などによる傷害(ケガ)の補償 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	⑫地震・噴火・津波補償	補償されます	補償されます
^{※1} 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。 ^{※2} 他人の物でも、預かたり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。	掛金(1年間)	23,000円	17,000円

注) 掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

注) 被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなられた場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注) 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償 等】

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。
引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

■ 担当代理店・扱者

株式会社 ジェイアイシー 南東北支店

〒980-8485 宮城県仙台市青葉区中央1-2-3

仙台マークワン18F

TEL: 022-265-0010

FAX: 022-264-0081

受付時間: 午前9時~午後5時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

■ 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

https://www.aig.co.jp/sonpo

仙台営業支店

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3

富士火災仙台ビル2階

TEL: 022-726-7551

受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入のお問合せはこちら

宮城県知的障害児者生活サポート協会

〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2

宮城県障害者福祉センター内

TEL: 022-293-4005 FAX: 022-293-4010

受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

2018年11月現在の内容です。(D-003492 2019.11)

生活・就労サポート総合補償制度

普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

2019年◎プランの主な特長

- ① 個人賠償責任保険金は最高3億円まで補償
- ② 弁護士費用等補償は被害事故の法律相談費用を5万円まで、損害賠償請求費用を200万円まで補償
- ③ 職業従事中事故対応費用補償は
職業従事中・職業訓練中の第三者への事故に対する見舞費用や、財物の修理費用等を10万円まで補償
- ④ 24時間安心補償 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。

補償内容	補償項目	補償プラン◎
被害事故への弁護士費用等の補償 弁護士費用等補償 補償期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。	① 損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額	200万円
職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償 職業従事中事故対応費用補償 職業従事中(職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上を除く。)に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	② 法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度)	5万円
他人に損害を与えたときの補償 個人賠償責任保険金 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。	③ 被害者見舞・治療等費用 ①見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合 …10万円限度 被害者入院の場合 …2万円限度 ②被害者の医療処置、入院費用等 ③葬祭費用	1事故につき、 合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)
他人に損害を与えたときの補償 個人賠償責任保険金 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。	④ 損壊財物復旧費用	3億円
入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 入院 ×1日目 補償しません ◎2日目から補償開始(補償期間中30日限度)	⑤ 個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	4,000円
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。	⑥ 入院諸費用 入院1日につき	500,000円
	⑦ 死亡保険金	20,000~500,000円
	⑧ 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	5,000円
	⑨ 入院保険金 入院1日につき(180日限度)	3,000円
	⑩ 通院保険金 通院1日につき(90日限度)	50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)
地震などによる傷害(ケガ)の補償 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑦死亡保険金、⑧後遺障害保険金、⑨入院保険金、⑩通院保険金、⑪手術保険金が補償の対象となります。	⑪ 手術保険金 1事故につき1回	補償されます
	⑫ 地震・噴火・津波補償	22,000円
	掛金(1年間)	

注) 被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注) 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償 等】

注) 掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー 南東北支店
〒980-8465 宮城県仙台市青葉区中央1-2-3
仙台マークワン18F
TEL: 022-265-0010
FAX: 022-264-0081
受付時間: 午前9時~午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
https://www.aig.co.jp/sonpo
仙台営業支店
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3
富士火災仙台ビル2階
TEL: 022-726-7551
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入のお問合せはこちら

宮城県知的障害児者生活サポート協会
〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2
宮城県障害者福祉センター内
TEL: 022-293-4005 FAX: 022-293-4010
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

2018年11月現在の内容です。(D-003495 2019.11)

